

身体拘束等の適正化のための指針・マニュアル

令和7年7月1日

[運営会社] 株式会社スノーフォレスト

[事業所] グループホームいこいの森

グループホームいこいの森福井町

介護付きホームいこいの森プラス

デイサービスいこいの森

1 身体拘束に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアを実践することとする。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

介護サービスの提供においては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は禁止されている。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- | |
|--|
| ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ③自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。 |
| ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 |
| ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 |
| ⑥車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |
| ⑦立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 |
| ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 |
| ⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ⑩行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。 |
| ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 |

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行うこと以外に代替する介護方法がないこと
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合は、以上3つの要件を全て満たすことが必要

2 身体拘束等の適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、【切迫性・非代替性・一時性】の3要件全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。万一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を安易に行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努める。

3 身体拘束等の適正化に向けた体制

法人本部に、身体拘束等の適正化に向けた「身体拘束適正化委員会」を設置する。

(1) 設置目的

- ①施設内での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討と解除する場合の検討
- ③身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束適正化委員会の構成メンバーと役割、留意点

①代表取締役	・身体拘束適正化委員会の統括管理
②管理者	・身体拘束等の適正化に向けた事業所の管理と職員教育 ・医療機関、家族との連絡調整

<p>③介護職員 看護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する ・利用者の尊厳と、疾病・障害等による行動特性を理解する ・利用者の心身の状態を把握し基本的ケアに努める ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる ・記録は正確かつ丁寧に記録する
-----------------------	--

(3) 委員会の開催

定例会は年4回以上開催し、必要時には随時開催する。

(4) 会議録の作成と報告

委員会開催の都度、会議録を作成し、全職員に周知することとする。

(5) 職員教育

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、以下のとおり職員教育を行い、実施記録を残すこととする。

- ①身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施（年2回）
- ②新任者に対する身体拘束等の適正化のための教育の実施（随時）
- ③その他必要に応じた教育・研修の実施（随時）

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の手順（マニュアル）

本人又は利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

- ①緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会メンバーを中心にカンファレンスを開き、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討する。
- ②身体拘束を行う前に、【切迫性・非代替性・一時性】の3要素の全てを満たしているかどうか確認する。
- ③その上で身体拘束を行う場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に説明した上で説明書（【記録1】）を作成する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・理由・時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努める。身体拘束の実施について理解が得られた場合、【記録1】に日付と自署をいただく。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は法律によって義務付けられており、利用者の様子や心身の状態を観察し記録する（【記録2】）。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(4) 身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族代表者にも報告する。尚、身体拘束を解除した後、同様の状況で身体拘束を再開する必要性が生じた場合にも、家族代表者に対して書面をもって丁寧な説明を行うこととする。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、ホームページ等で公表し、利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

この指針は、令和7年7月1日に一部改正する（マニュアル兼用とするための改正。①タイトル修正 ②内容重複と一部表記の修正 ③【記録1】【記録2】の添付）。

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が以下のABCすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2 但し、解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束します。

- A 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為（部位・内容）>	
拘束の時間帯および時間	
特記すべき心身の状況	
拘束時間および解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設名
代表者
記録者

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏 名
(本人との続柄)

